

## 平成29年5月（第5回）教育委員会会議議事録

### 1. 開催の日時及び場所

平成29年5月16日（火）17:00～18:25

宇部市港町庁舎 3階会議室

### 2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

水田 和江 委員

三原 節子 委員

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

### 3. その他議場に参加した者

大下教育部長、佐貫理事、唐沢教育次長、松田教育次長、佐野図書館長、床本総務課長、村上施設課長、網本学校教育課長、森田学校教育課長同格、古富特別支援教育推進室長、牧田特別支援教育推進室長補佐、小林総務課長補佐、東野総務係長

### 4. 傍聴者 なし

### 5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成29年5月16日の第5回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日の傍聴の申し出はありませんでした。

教 育 長： 次に、議事録の承認についてですが、今回資料とあわせて送付しました4月20日の第4回の議事録について、ご意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第4回の議事録については承認とさせていただきます。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は水田委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第19号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」、「議案第20号 宇部市立図書館協議会委員の任命について」、「議案第21号 工事請負変更契約締結の件（岬小学校校舎改築（建築主体）工事）」、「議案第22号 工事請負契約締結の件（西岐波小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」、「議案第23号 工事請負契約締結の件（桃山中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」、「議案第24号 工事請負契約締結の件（厚東川中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」の6件と、その他の事項として、「平成29年度小学校教科書採択について」、「寄附の報告について」の2件となっております。

教 育 長： それでは、次第に沿って、はじめに、「議案第19号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、「議案第19号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」、特別支援教育推進室から説明します。

宇部市教育支援委員会は、宇部市教育支援委員会条例第2条の規定により、宇部市教育委員会の諮問に応じ、障害児等に係る教育支援に関する事項を調査審議するもので、今回の任期は、平成29年6月1日から平成31年5月31日までの2年間となっています。今回、17名の委員を任命し、新たに委員となる方は8名です。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 関係教育機関委員について、岬小学校関係が多いのは、専門性があることから当然だと思いますが、通級指導教室の配置について、7ブロックに分けられていたと思いますが、今回の委員を見ると、特定のブロックに偏っているようです。将来的には、地域の実情を考慮する点からも、各ブロックから選出されるほうが良いのではないかと思います。

事務局： 条例上の定員は25名までとなっていますので、バランスを考慮しながら、次回検討したいと思います。

委員： 任期が2年となっていますが、任期途中で、転勤等があった場合はどうなるのですか。

事務局： 転勤等があった場合は、あらためて委員を任命します。

委員： 委員が就学支援に関わられるときに、地域的なバランスが良くないと感じていますので、改善について検討をお願いします。また、関係行政機関として宇部児童相談所の方が1人となっていますが、相談の窓口となるのは市となることが多いので、市の機関も入っているほうが良いと思いますし、医師についても、子どもの精神科の専門家をお願いできればと思います。会議の回数もそれほど多くはないと思いますので、専門家を増やすことも必要ではないかと思えます。

事務局： 市の機関については、事務局側としての参加を検討します。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、各委員の意見について、今後検討をお願いするということで、「議案第19号 宇部市教育支援委員会委員の任命について」、原案のとおり承認します。

次に、「議案第20号 宇部市立図書館協議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第20号 宇部市立図書館協議会委員の任命について」、説明します。これは、船木小学校校長が退任されたことに伴い、宇部市小学校長会から推薦のあった原小学校校長の任命を求めるものです。任期は、前任者の残任期間である平成30年5月31日までとなります。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

教育長： 図書館協議会について、補足説明をお願いします。

事務局： この協議会は、宇部市立図書館及び学びの森くすのきの運営について協議いただくものです。昨年度は5月と7月の2回開催しました。委員については、

学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の計10名で構成しています。5月の会議では、図書館運営のあり方について、7月には前年度の実績報告と28年度事業計画について、審議していただきました。

委員： 学校で読み聞かせのボランティアを行っている方などが委員になると、地域の実情が反映されるようになるのではないのでしょうか。

事務局： 委員の中には、読み聞かせのボランティアをされている方もいるように聞いています。

委員： 委員の定数を増やすことはできないのでしょうか。

事務局： 今後、検討します。

委員： 図書館の運営について、協議会で点検評価をしていただければと思います。

委員： 高校生も図書館をよく利用していますので、高校関係者を委員に加えることができたら良いと思います。

教育長： よろしいのでしょうか。それでは、「議案第20号 宇部市立図書館協議会委員の任命について」、原案のとおり承認します。

次に、「議案第21号 工事請負変更契約締結の件（岬小学校校舎改築（建築主体）工事）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 施設課から説明します。この議案は、岬小学校の校舎の建替工事について、工事価格が1億5千万円以上であることから、変更契約の締結について、6月定例市議会に上程し、議決を求めるものです。内容は、平成29年3月29日付で契約締結している岬小学校校舎改築（建築主体）工事において、平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置に基づき、変更契約するものです。変更後の契約金額は、消費税額及び地方消費税額を含め、10億3,112万1,360円です。現在の請負金額10億3,032万円に対し80万1,360円の増額となっています。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 増額の理由について、説明をお願いします。

事務局： 平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価運用に係る特例措置について、具体的に言いますと、近年、公共工事に関わる技能労働者の単価が上昇している状況があります。この上昇を鑑み、労働市場の実勢価格を適切かつ迅速に反映するという観点から、本来であれば平成29年4月以降に単価改正が行われるものを、1か月前倒しし、平成29年3月1日以降に契約を行う工事で旧労務単価を適用しているものについて、新しい労務単価で変更契約できる措置が定められ、国、県ともに、この措置を適用しているところであり、本市においても、同様の措置を行うため、労務単価の上昇分が今回の増額となっています。

教育長： よろしいのでしょうか。それでは、「議案第21号 工事請負変更契約締結の件（岬小学校校舎改築（建築主体）工事）」について、原案のとおり承認しま

す。

次に、「議案第22号 工事請負契約締結の件（西岐波小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： この議案は、西岐波小学校の屋内運動場の建替工事について、その予定価格が1億5千万円以上であることから、契約の締結について6月定例市議会に上程し、議会の議決を求めるものです。工事名は、西岐波小学校屋内運動場改築（建築主体）工事で、昭和41年に建築された屋内運動場を建替えるものです。工事場所は、宇部市床波三丁目4番10号、契約の方法は一般競争入札で、工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、面積は1,153.24平方メートルです。請負金額及び契約の相手方は、現在入札結果待ちのため、未定となっておりますので後日報告します。新しい屋内運動場は、既設の屋内運動場を解体し、ほぼ同じ位置に建設することとなります。平面計画につきましては、これまでの小学校と同様の機能として、アリーナ、ステージ、倉庫、男女更衣室、トイレを配置しています。各トイレは全て洋式としています。環境への配慮としまして、本工事で雨水利用設備を設置しています。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 工事期間中の体育の授業は、どのようにされるのでしょうか。また、周辺の市道は狭く、工事車両の通行は、教室側を横切るように思えますが、それに対する安全対策はなされるのでしょうか。それとシャワー室の設置が無いようですが、障害のある子どもが利用するときに必要になるのではないのでしょうか。ステージの昇降に、簡易昇降機を使われていた学校がありましたが、なかなか大変な様子でした。その辺り対策は考えておられるのでしょうか。

事務局： 建替え中は、体育の授業は、運動場や教室を活用し、大きな行事では近隣の西岐波中学校を使用する予定です。工事車両については、運動場の西側にヤードを作り、児童の安全を確保して通行する予定としています。市道を大型車両が通行する際は、交通誘導員を配置します。シャワーについては、これまで設置した学校もありましたが、使用実績はほとんど無く、体育館の設計を行う際に、学校に確認しましたが、シャワーは必要ないという結論になりました。

委員： 体育館は一度建てると長期間に渡って使用するものであり、現状必要ないと思われても、後で必要になったからといって追加することは困難だと思いますので、将来において必要となる可能性を検討すべきだと思います。特に、学校の体育館は、災害時に避難場所となるのでシャワーがあると良いと思います。

事務局： 現時点での設計変更は、大変困難です。

委員： 設計の段階でもう少し配慮が必要だったと思います。トイレが全て洋式になるというのも問題があると思います。ただはやりだからというのではなく、子どもたちの使用実態をよく把握して、1、2箇所でも和式にしていただけならと思います。それと、バリアフリーに関して、もう少し細かく配慮していただきたいと思います。

委員： トイレについて、全て洋式ではなく、一つくらいは和式があったほうが良い

のではないのでしょうか。体育館は地域の方も利用しますので、中には洋式が苦手な方もいらっしゃると思います。子どもたちが、和式が使用できないという話を聞きますが、将来、様々な場面で対応ができる力を養うことも大切だと思います。

事務局： 高齢の方や障害のある方からは、洋式化の要請が多い状況にありますので、市でも洋式化の方向で進めています。

教育長： シャワーについて、障害者差別解消法や、地域開放、避難所等広い視点から、必要性を考慮すべきという意見であったと思いますので、それらを踏まえて、今後検討をお願いします。トイレについても、色々な意見もあると思いますが、他市の状況等確認しながら、検討をお願いします。

委員： この体育館の完成予定を教えてください。

事務局： 平成30年3月完成予定です。

委員： 卒業式に間に合いますか。

事務局： 間に合わないと思います。

委員： 雨天時の体育の授業は、どのようになりますか。

事務局： 教室等のスペースを活用して行う予定です。

委員： 仮設の施設を建てることは、検討されなかったのですか。

事務局： 仮設の体育館については、いろいろ制約がありますので、考えていません。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第22号 工事請負契約締結の件（西岐波小学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について、原案のとおり承認します。

次に、「議案第23号 工事請負契約締結の件（桃山中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第23号 工事請負契約締結の件（桃山中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について説明します。

この議案は、桃山中学校の屋内運動場の建替工事について、その予定価格が1億5千万円以上であることから、契約の締結について6月定例市議会に上程し、議会の議決を求めるものです。工事名は、桃山中学校屋内運動場改築（建築主体）工事で、昭和36年に建築された屋内運動場を建替えるものです。工事場所は、宇部市大字小串字蛭子田671番地、契約の方法は一般競争入札で、工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、面積は1,137.96平方メートルです。請負金額及び契約の相手方は、現在入札結果待ちのため、未定となっておりますので、後日報告します。新しい屋内運動場は、現在の体育館の北東、屋外バスケットコート的位置に建設します。平面計画につきましては、これまでの中学校と同様の機能として、アリーナ、ステージ、倉庫、男女更衣室等を配置しています。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 中学校の体育館の方が、小学校より大きいと認識していましたが、今回、桃山中学校のほうが西岐波小学校より小さくなっていますが渡り廊下等の関係

でしょうか。

事務局： 文科省の規格は、学級数により大きさが決まっており、西岐波小学校は、学級数が多く、大きい規格が適用されています。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第23号 工事請負契約締結の件（桃山中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について、原案のとおり承認します。

続いて、「議案第24号 工事請負契約締結の件（厚東川中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第24号 工事請負契約締結の件（厚東川中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について説明します。

この議案は、厚東川中学校の屋内運動場の建替工事について、その予定価格が1億5千万円以上であることから、契約の締結について6月定例市議会に上程し、議会の議決を求めるものです。工事名は、厚東川中学校屋内運動場改築（建築主体）工事で、昭和40年に建築された屋内運動場を建替えるものです。工事場所は、宇部市大字吉見字藪台1184番地、契約の方法は一般競争入札で、工事の概要は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て、面積は1,091.65平方メートルです。請負金額及び契約の相手方は、現在入札結果待ちのため、未定となっておりますので、後日報告します。新しい屋内運動場は、現在の管理・普通・特別教室棟の東側の位置、テニスコートの場所に建設します。平面計画につきましては、これまでの中学校と同様の機能として、アリーナ、ステージ、倉庫、男女更衣室等を配置しています。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 先ほどの桃山中学校も同様ですが、現在の体育館の跡地の利用はどうされるのでしょうか。

事務局： 基本的には、今ある機能を復元しようと考えていますが、学校の希望により、駐車場等に変更することもあると思います。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第24号 工事請負契約締結の件（厚東川中学校屋内運動場改築（建築主体）工事）」について、原案のとおり承認します。

続いて、その他の事項「平成29年度小学校教科書採択について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 平成30年度から道徳が小学校の教科となりますので、今年度、教科書を採択することになります。今後のスケジュールは、既にご案内していますが、教科書研究調査委員会については、山陽小野田市と合同で行います。

教育長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 道徳の教科に関して、指導要領の内容について、新しい情報を提供していただければと思います。

事務局： 用意します。

教育長： よろしいでしょうか。次に「寄附の報告」についてお願いします。

事務局：平成29年4月分寄附について、4月6日、宇部市民の文化向上読書環境充実のため、858,184円の御寄附がありました。4月11日、匿名の方から小中学校交通遺児教育資金として、3,000円の御寄附がありましたので報告します。

教育長：他に何かありますか。  
(全委員意見なし)

教育長：以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。